

2024年4月30日中国電力株式会社

## 不適切な料金表示に係るお客さまへのご返金について

当社は、電気料金メニューに係るホームページ等の一部記載について、景品表示法第5条第2号に該当する不当な表示(有利誤認表示)にあたる\*\*として、2023年8月30日、消費者庁から措置命令を受領しました(同日お知らせ済み)。

※ 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 1 月 12 日までの期間において、スマートコース・シンプルコースの料金が実際には従量電灯Aよりも高くなる場合があったにも関わらず、燃料費調整額を含まない料金で比較していたため、スマートコース・シンプルコースの方が安価であるかのように表示していた。

その後、当該表示に係るお客さまへの対応について検討を進めてきましたが、このたび、 当該表示を見て期間中(2022年4月1日~2023年1月12日)に両コースにご加入された お客さまを対象に、ご返金させていただくこととしましたのでお知らせします。

なお、対象のお客さまに対しては、順次、当社からご返金に係るお知らせを郵送します。

お客さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申しあげますとともに、今後も、 再発防止に向けた取り組みを実施し、同様の事案を発生させることのないよう努めて まいります。

以 上

(別紙) ご返金の概要

## ご返金の概要

対象のお客さま	2022 年 4 月 1 日~2023 年 1 月 12 日の期間中に当該表示を見て、スマートコース・シンプルコースへご加入されたお客さま
ご返金額	対象期間(2022年4月1日~2023年1月12日)中のスマートコース・シンプルコースの実際の請求額と従量電灯Aの電気料金の差額を当社にて算定のうえ、ご返金します。 なお、お客さまによりご返金額は異なるため、当社から個別にお知らせします。
ご返金の お手続きに ついて	具体的なお手続き方法等につきましては、2022 年 4 月 1 日~2023 年 1 月 12 日の期間中にスマートコース・シンプルコースへご加入されたお客さま*へお届けする文書にてお知らせします。また、当社ホームページ上に開設した特設サイトでもお知らせします。 ※ 転居等により当社が住所を把握できないお客さまを除きます。  (ご注意事項) 当社からお客さまにATMの操作をお願いすることはありません。
本件に係る お問い合わせ 事務局	<ul> <li>《お問い合わせ先》</li> <li>・電話番号:0120-333-374</li> <li>・受付時間:9時から17時まで(土・日・祝日含む)</li> <li>《特設サイト》</li> <li>URL: <a href="https://www.energia-support.com/info/info20240430/index.html">https://www.energia-support.com/info/info20240430/index.html</a></li> <li>特設サイトは、当社ホームページのトップページからもご覧いただけます。</li> </ul>